

## 長期優良住宅 認定申請手数料（令和4年2月20日以降）

### 1. 当初計画の認定申請(新築しようとする場合)【法第5条第1項から第5項の申請】

床面積の区分	認定申請手数料		
	住宅性能評価機関 の事前審査なし	住宅性能評価機関の事前審査あり	
		確認書の添付あり	住宅性能評価書 <sup>注2</sup> の 添付あり
一戸建ての住宅 <sup>注1</sup>	45,000 円	12,000 円	12,000 円
共同住宅等			
500 m <sup>2</sup> 以下	104,000 円	22,000 円	22,000 円
500 m <sup>2</sup> 超 1,000 m <sup>2</sup> 以下	164,000 円	36,000 円	36,000 円
1,000 m <sup>2</sup> 超 3,000 m <sup>2</sup> 以下	325,000 円	59,000 円	59,000 円
3,000 m <sup>2</sup> 超 5,000 m <sup>2</sup> 以下	583,000 円	95,000 円	95,000 円
5,000 m <sup>2</sup> 超 10,000 m <sup>2</sup> 以下	1,002,000 円	145,000 円	145,000 円
10,000 m <sup>2</sup> 超 20,000 m <sup>2</sup> 以下	1,825,000 円	242,000 円	242,000 円
20,000 m <sup>2</sup> 超 30,000 m <sup>2</sup> 以下	2,608,000 円	306,000 円	306,000 円
30,000 m <sup>2</sup> 超	3,195,000 円	348,000 円	348,000 円

注1 一戸建ての住宅：住宅の用途以外の用途に供する部分の有しない専用住宅に限ります。

併用住宅は共同住宅等の手数料が適用になります。

注2 住宅性能評価書：長期使用構造等である旨の記載があるものに限りします。

### 2. 当初計画の認定申請(既存住宅に増改築しようとする場合)【法第5条第1項から第5項の申請】

床面積の区分	認定申請手数料	
	住宅性能評価機関の 事前審査なし	住宅性能評価機関の 事前審査あり (確認書の添付あり)
一戸建ての住宅 <sup>注1</sup>	67,000 円	18,000 円
共同住宅等		
500 m <sup>2</sup> 以下	157,000 円	33,000 円
500 m <sup>2</sup> 超 1,000 m <sup>2</sup> 以下	248,000 円	53,000 円
1,000 m <sup>2</sup> 超 3,000 m <sup>2</sup> 以下	489,000 円	89,000 円
3,000 m <sup>2</sup> 超 5,000 m <sup>2</sup> 以下	875,000 円	142,000 円
5,000 m <sup>2</sup> 超 10,000 m <sup>2</sup> 以下	1,505,000 円	217,000 円
10,000 m <sup>2</sup> 超 20,000 m <sup>2</sup> 以下	2,739,000 円	363,000 円
20,000 m <sup>2</sup> 超 30,000 m <sup>2</sup> 以下	3,913,000 円	459,000 円
30,000 m <sup>2</sup> 超	4,793,000 円	521,000 円

3. 変更計画の認定申請【法第8条第1項（譲受人の決定を除く）】

住宅の区分	認定申請手数料		
	住宅性能評価機関の 事前審査なし	住宅性能評価機関の事前審査あり	
		確認書の添付あり	住宅性能評価書 <sup>注2</sup> の 添付あり
一戸建ての住宅 <sup>注1</sup> (新築しようとする際に 認定を受けたもの)	23,000 円	6,000 円	6,000 円
一戸建ての住宅 <sup>注1</sup> (増改築しようとする際 に認定を受けたもの)	34,000 円	9,000 円	
共同住宅等	変更に係る部分の床面積の 1/2 と増加する部分の床面積の合計について 1. 又は 2. の床面積の区分に応じた額		

注1 一戸建ての住宅：住宅の用途以外の用途に供する部分の有しない専用住宅に限ります。  
併用住宅は共同住宅等の手数料が適用になります。

注2 住宅性能評価書：長期使用構造等である旨の記載があるものに限ります。

※令和4年2月20日以降に、従前の適合証及び住宅性能評価書（長期使用構造等である旨の記載がないもの）を添付された場合、令和5年3月31日までは旧手数料表により受付けます。

令和5年4月1日以降は原則受付けできません。

※共同住宅等の手数料について

法第5条第1項に規定する区分所有住宅以外の共同住宅等の認定申請は住戸単位での申請になりますので、1. 又は 2. による額を申請戸数で除して得た額を一戸あたりの申請手数料とします。(100円未満は切り捨て)

4. 建築確認の申し出をする場合【法第6条第2項の申し出】

(1) 「1. 当初計画の認定申請」の手数料又は「2. 変更計画の認定申請」の手数料に、建築基準法の建築確認申請手数料を加えた額になります。

(2) 認定申請住宅が構造計算適合性判定を要する場合は、建築基準法の判定手数料の額と(1)の額を合計した額になります。

5. 変更計画の認定申請【法第9条第1項、第3項（譲受人を決定した場合）】

1申請当たり（1戸当たり）手数料 3,000円

6. 地位承継の承認申請【法第10条】

1申請当たり（1戸当たり）手数料 3,000円

7. 容積率の特例の許可申請【法第18条第1項】

1申請当たり手数料 161,000円